

地域公共交通活性化再生法の制度と運用

令和4年9月

北海道運輸局交通政策部交通企画課



国土交通省北海道運輸局

Hokkaido District Transport Bureau

地域公共交通に関する計画や様々な事業に関する措置について定め、地域旅客運送サービスの確保に資するよう、地域公共交通の活性化及び再生のための地域の主体的な取組等を推進する法律。

地域公共交通計画

- ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする、**地域公共交通のマスタープラン**。原則として、**全ての地方公共団体において作成が必要**。
- ・自治体や地域の交通事業者、利用者等により構成される協議会等を通じて作成。

地域公共交通特定事業

- ・地域旅客運送サービス継続事業や、地域公共交通利便増進事業等、地域の実情に応じて様々な取組の実施を円滑化するための事業。
- ・地域公共交通計画に事業の実施を記載し、事業を実施するための計画を作成。国土交通大臣の認定を受けることで、法律上の特例措置を受けることができる。

地域公共交通特定事業

- **地域旅客運送サービス継続事業**
：公募を通じて廃止予定路線の交通を維持。
- **地域公共交通利便増進事業**
：ダイヤ、運賃等のサービス改善により交通の利便性を向上。
- その他LRTの整備、鉄道の下分、貨客混載等の取組の実施を円滑化するための各種事業。

地方公共団体
又は事業者が、
事業ごとに実
施計画を作成

国土交通大臣
が認定、事業
許可のみなし
特例等の特例
措置

その他の事業

- **新地域旅客運送事業**
：DMV等の複数の交通モードにまたがる輸送サービスの実施を円滑化。
- **新モビリティサービス事業**
：MaaS等の新たなモビリティサービスの実施を円滑化。
新モビリティサービス協議会における議論が可能。

<事業スキーム>

- ・事業者が単独で又は共同して、事業についての計画を作成。（地域公共交通計画への記載は不要。）
- ・国土交通大臣の認定を受けることで、法律上の特例措置を受けることができる。

地域公共交通活性化再生法の制定・改正の変遷

平成
19年
制定

- ✓ 平成19年に地域公共交通活性化再生法を制定し、市町村が主体となって幅広い関係者の参加による協議会を設置。
- ✓ 「地域公共交通総合連携計画」の策定を通じて、地域公共交通の維持・確保や利便性向上に取り組むことを促進する制度を整備。

平成
26年
改正

- ✓ ①まちづくりと連携（コンパクト・プラス・ネットワーク）、②面的な公共交通ネットワークを再構築を図るため、「地域公共交通網形成計画」を法定計画として規定。
- ✓ バス路線の再編等を実施する「地域公共交通再編事業」を創設し、その実施計画について国が認定し、法律・予算の特例措置を適用することにより、計画の実現を後押しする制度を整備。

令和
2年
改正

- ✓ 地域公共交通網形成計画を「地域公共交通計画」と改め、地方公共団体の作成を努力義務として規定。
- ✓ 「地域旅客運送サービス継続事業」、「地域公共交通利便増進事業」等を創設し、地域における移動手段の確保や地域公共交通の充実を図る制度を整備。

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。
- 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

計画のポイント

- ◆ まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保
 - ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
 - ・観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携
- ◆ 地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保
 - ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
 - ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上
- ◆ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
 - ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を最大限活用
 - ・MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
- ◆ 住民の協力を含む関係者の連携
 - ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
 - ⇒ 地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ



- ◆ 利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化 ⇒ データに基づくPDCAを強化

地域旅客運送サービス

公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、病院・商業施設等の送迎サービスなど

定量的な目標設定と評価の実施について

地域公共交通計画の作成に当たっては、「定量的な目標設定」（法第5条第4項）と「毎年度の調査、分析及び評価の実施」（法第7条の2第1項）に努めること。

【定量的な目標の設定に当たって】

- ◆ 具体的には、「利用者数、収支、公的負担額（サービス費用に係る国又は地方公共団体の支出の額）」等の指標を定めること（施行規則第10条の2）



【評価の実施に当たって】

- ◆ 施策の実施状況について、関係者で議論の上、毎年度調査、分析及び評価を行うこと
- ◆ 必要に応じて地域公共交通計画の見直しを行うこと
- ◆ 調査、分析及び評価を行ったときは、その結果を国へ送付すること

目標設定・評価の例

地域公共交通計画の目標

1. 公共交通の利便性を向上させ、利用者を増加させる。

指標 1

公共交通利用者数

○人（××年）⇒○人（△△年）

2. 持続可能な移動手段を確保するため、収支率の改善を図る。

指標 2

◆◆線の収支率

○%（××年）⇒○%（△△年）

⋮

評価に関する事項

基本的な方針で定めた事業内容については、以下のスケジュールで評価

指標 1

6ヶ月ごと協議会に、■ ■社、▲ ▲社が、自社のデータを基に報告

指標 2

1年ごと開催する協議会に、▼ ▼市において、「□ □統計調査」に基づき報告

⋮

望ましくない目標設定・評価の例

地域公共交通計画の目標

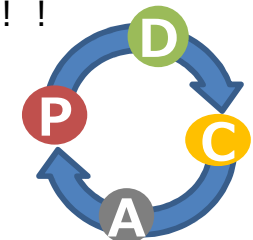
公共交通の利便性を向上させ、利用者を増加させる。

数値指標なし…

⋮

評価に関する事項

P D C A サイクルを回します！！



いつ、何を、誰が、どのように、やるかが具体的に書かれていない
⇒取組が形骸化するおそれ

地域旅客運送サービス継続事業とは

背景 地方部を中心に、鉄軌道や路線バス等の廃止に至る事例が増えている中、地域の関係者が一体となって、廃止後の代替サービスを確保することが必要。

概要 地域公共交通の維持が困難と見込まれた場合、地方公共団体による公募により、新たなサービス提供者を選定し、地域における旅客運送サービスの継続を図る事業。

事業スキーム

地方公共団体が、路線バス等の**維持が困難な状況を把握**（乗合バス事業者等からの相談・情報提供等）



地方公共団体が、既存の事業者を含めた関係者と協議し、地域公共交通計画へ**地域旅客運送サービス継続事業**を位置付け

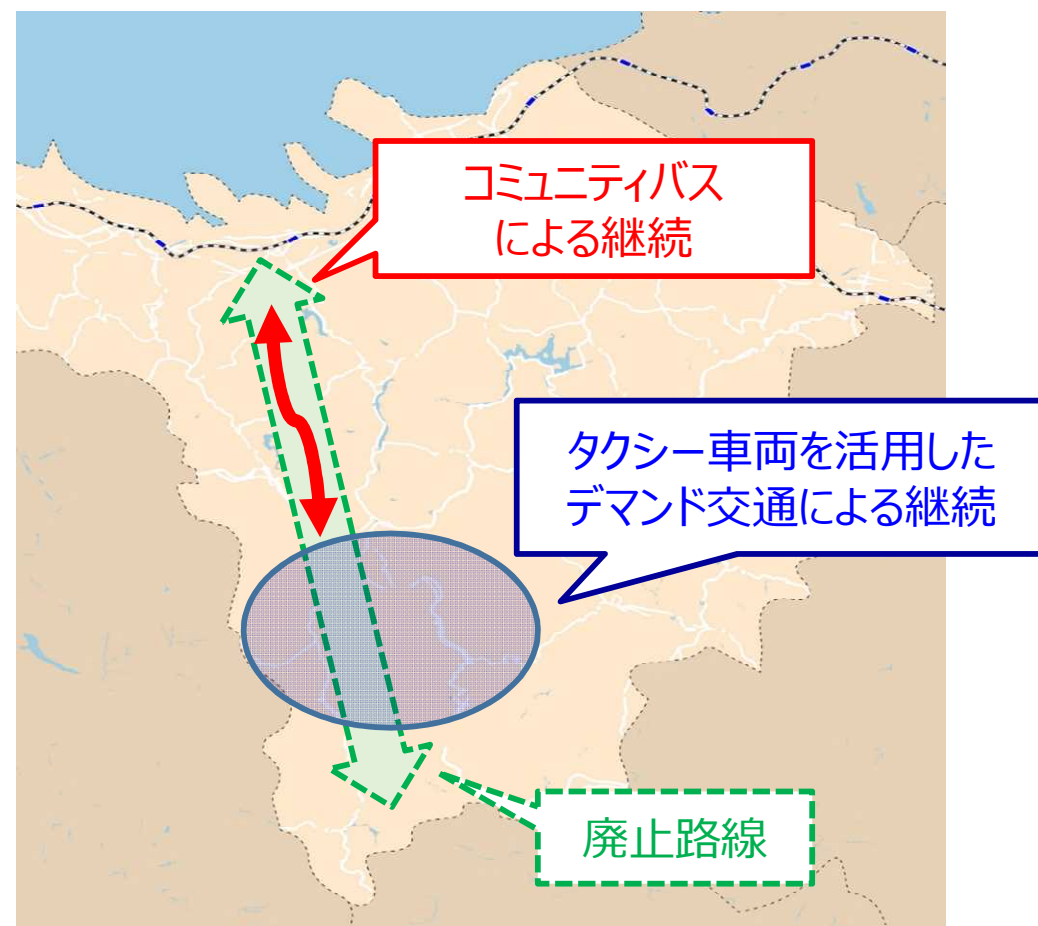


多様な選択肢を検討の上、**実施方針**を策定し、**公募**により新たなサービス提供事業者等を選定



地方公共団体が、サービス提供事業者と連携して、**地域旅客運送サービス継続実施計画**を作成、国土交通大臣の認定を受けた場合、**法律上の特例措置**（事業許可等のみなし特例等）

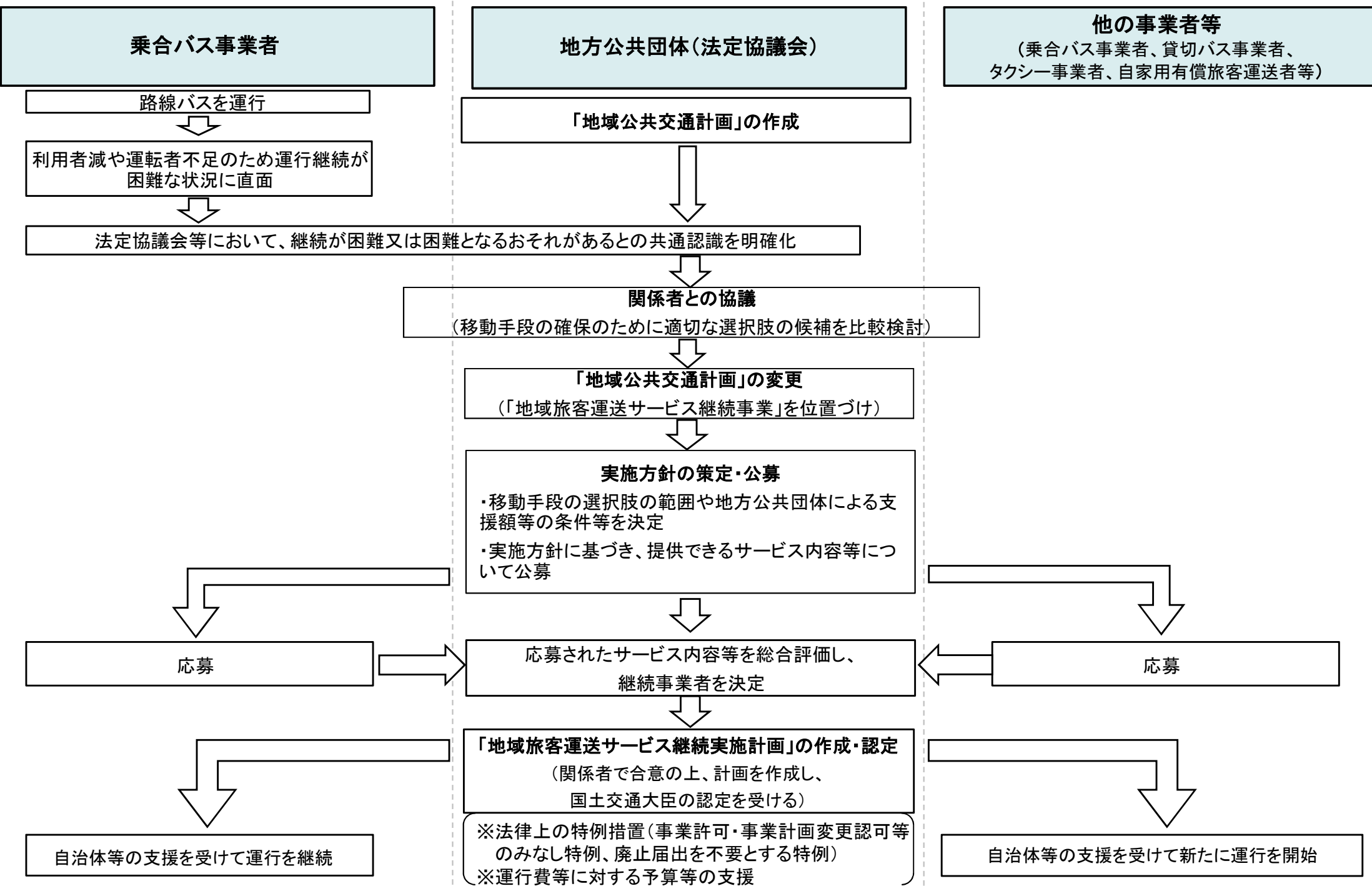
事業の実施イメージ（一例）



- 地域旅客運送サービス継続事業において、地方公共団体が新たなサービス提供事業者等を選定する方法は、公募とする。
- また、地方公共団体による公募は、当該公募の実施に関する方針（実施方針）を示して行うものとする。

実施方針の記載事項

①実施区域 - 継続事業を実施する区域を記載 - 地域公共交通計画の計画区域内に含まれる必要があるが、その中の一部の区域を設定することも可能	⑤地方公共団体による支援の内容 - 運行費に係る補助金や運行委託費等の予算措置 - 地域住民と連携した利用促進策 等を記載
②現に実施されている特定旅客運送事業の状況 維持が困難と見込まれるに至った路線等において、現在提供されているサービス水準（路線、ダイヤ、運賃等）等を記載	⑥実施予定期間 - 継続事業の実施予定期間を記載 - 地域公共交通計画の計画期間内で、適切な期間を設定することが必要
③引き続き実施する運送（継続旅客運送）の内容 継続旅客運送のサービスの種類（乗合バス・自家用有償旅客運送等）や態様（路線定期・区域運行等）等を記載	⑦公募の期間 公募を実施する期間を記載
④継続旅客運送を実施する者の条件 事業所所在地や事業規模（車両数、人員数等）などのほか、輸送実績や欠格事項等を記載	⑧選定の方法 公募型プロポーザル方式等の選定方法や、選定委員会の設置など選定に係る手順等を記載
	⑨その他必要な事項 公募にあたって地方公共団体が必要と認める事項（申し込みにあたって必要な書類等）を記載



地域公共交通利便増進事業とは

背景 運転者不足の深刻化等を踏まえ、地方都市のバス路線等で、単純な路線再編だけでなく、運賃・ダイヤ等のサービス内容の見直しにより利便性を向上させる取組へのニーズが増加。

概要 路線ネットワークの構築や、定額制乗り放題運賃や等間隔運行等の運賃・ダイヤの改善の取組等を通じて、地域公共交通の利用者の利便の増進を図る事業。

事業スキーム

地方公共団体が、関係者と協議し、
地域公共交通計画へ
地域公共交通利便増進事業を位置付け



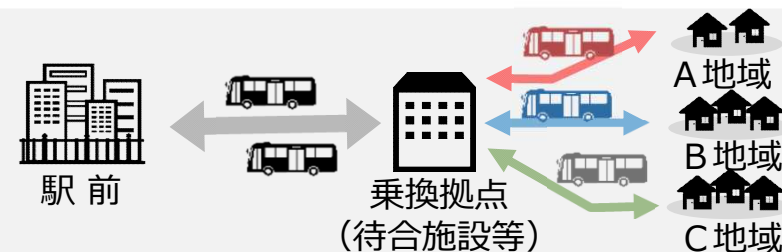
地方公共団体が、必要な関係者の同意
を得た上で、**地域公共交通利便
増進実施計画**を作成



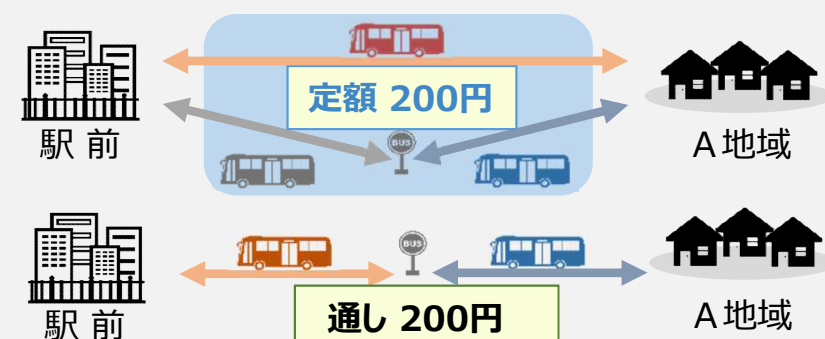
国土交通大臣の認定を受けた場合、
法律上の特例措置
(事業許可等のみなし特例等)

事業の実施イメージ（一例）

ハブ＆スポーク型の 路線再編



定額制乗り放題 運賃、通し運賃



パターンダイヤ、 等間隔運行



地域公共交通再編事業	地域公共交通利便増進事業
考え方 地方公共団体が中心となって、<u>バス路線網の見直し等により地域公共交通を再編する取組</u>を通じて、<u>コンパクトなまちづくりと連携しつつ、面的な公共交通ネットワークの再構築を図る。</u>	考え方 地方公共団体が中心となって、路線ネットワークにとどまらず、<u>運賃やダイヤ等の見直しも含めた利用者の利便の増進に資する取組</u>を通じて、<u>地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る。</u>
事業の内容（法第2条第11項、施行規則第9条の2） ➤ 地域公共交通の再編をするための以下の事業 ① 特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更 ② 他の種類の旅客運送事業への転換 ③ 自家用有償旅客運送による代替 ④ ①～③と併せて行う事業 ・乗継円滑化のための運行計画の改善 ・共通乗車船券の発行 ・乗継割引運賃、乗降場の改善、乗継に関する分かりやすい情報提供、ICカードの導入 等	事業の内容（法第2条第13項、施行規則第9条の3） ➤ <u>利用者の利便を増進するための以下の事業</u> ① 特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更 ② 他の種類の旅客運送事業への転換（自家用有償旅客運送からの転換を含む） ③ 自家用有償旅客運送の導入、路線若しくは運送の区域の変更 ④ 運賃又は料金の設定 ⑤ 運行回数又は運行時刻の設定 ⑥ 共通乗車船券の発行 ⑦ ①～⑥と併せて行う事業 ・乗継ぎ円滑化のための運行計画の改善 ・乗降場の改善 ・乗継ぎに関する分かりやすい情報提供 ・I Cカード又は二次元コードの導入 等 ※赤字は改正により新たに追加された取組内容
関係者の同意（法第27条の2第3項、施行規則第34条） 地方公共団体は、再編実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、特定旅客運送事業者等の全ての同意を得なければならない。 ※ 特定旅客運送事業者等 ① その全部又は一部の区間又は区域が当該再編事業を実施する区域内に存する路線若しくは航路又は営業区域に係る特定旅客運送事業を営む全ての者 ② ①の全部又は一部の者に代わって当該特定旅客運送事業に係る路線もしくは航路又は営業区域において旅客運送事業を営もうとする者 ③ ①の全部又は一部の者に代わって当該特定旅客運送事業に係る路線又は営業区域において自家用有償旅客運送を行おうとする者	関係者の同意（法第27条の16第3項、施行規則第36条の14） 地方公共団体は、利便増進実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、①利便増進事業を実施しようとする者及び②事業に関係を有する者として地方公共団体が必要と認める者の同意を得なければならない。

9

は必須の構成員

主な構成員	市町村	都道府県	運送事業者	道路管理者	都道府県警察	運輸局	労働組合	公安委員会	住民又は旅客	学識経験者	必要と認められる者	NPO法人等	申請者
地域公共交通活性化協議会 【地域公共交通計画】 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条（協議会）	【第2項第1項】 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体	【第2項第2項】 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者						【第2項第3項】 関係する公安委員会	【第2項第3項】 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者				
地域公共交通会議 【交通空白地有償運送】 【福祉有償運送】 【乗合タクシー】 【協議運賃】 【21条実証運行】 道路運送法施行規則第9条の3（地域公共交通会議の構成員）	【第1項第1号】 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長	【第1項第2号】 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	【第2項第1号】 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第49条第1号に規定する自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者 イ 道路管理者 ロ 都道府県警察（※1）	【第1項第4号】 地方運輸局長	【第1項第5号】 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体			【第1項第3号】 住民又は旅客	【第2項第1号】 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者				
運営協議会 【交通空白地有償運送】 【福祉有償運送】 運送法施行規則第51条の8（運営協議会の構成員等）	【第1項第1号】 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長	【第1項第2号】 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体			【第1項第4号】 地方運輸局長	【第1項第5号】 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体		【第1項第3号】 住民又は旅客	【第2項】 学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者	【第1項第6号】 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等	【第3項】 法79条の2の規定による登録の申請に係る自家用有償旅客運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取する		
地域公共交通確保維持改善事業 【地域内フィーダー系統】 【地域公共交通調査事業】 補助金交付要綱第3条（協議会）	【第1項第1号】 関係する都道府県又は市町村 【第2項】 地域内フィーダー系統は地域間幹線系統と一体として地域の生活交通ネットワークを形成するものであることから、これらを踏まえ、的確かつ効果的な計画の策定が可能となるよう関係する都道府県及び市区町村がともに参加	【第1項第2号】 関係する交通事業者又は交通施設管理者等			【第1項第3号】 地方運輸局			（※2）	【第1項第4号】 その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者				

（※1） 「路線を定める自動車運送事業の許可申請次案等の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等について」（平成18.9.15国自旅第162号）記1により、公安 委員会の意見を聴取することを要しなくするためには、公安委員会が構成員であることが必須条件。

（※2） 住民、地域公共交通の利用者、その他利害関係者の意見を反映させるため、計画を策定しようとするときは、あらかじめ協議会への当事者の参加、アンケート、ヒアリング、公聴会又はパブリックコメント等を行わなければならない。
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第2項）

地域内フィーダー系統の補助制度

地域公共交通確保維持事業 陸上交通：地域内フィーダー系統補助

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

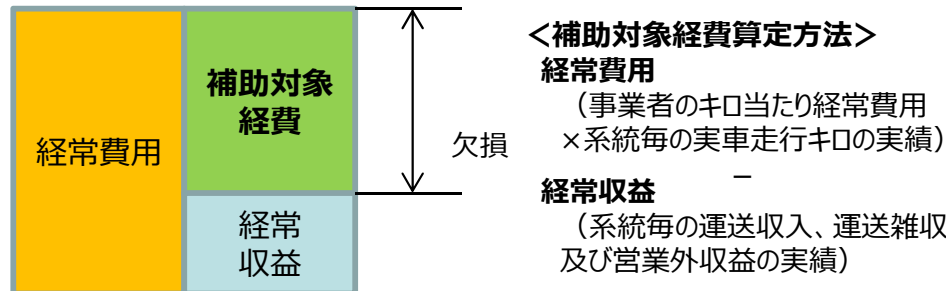
補助内容

- **補助対象事業者**
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- **補助対象経費** ※ 令和6補助年度まではバス事業者等運送実施者も対象
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

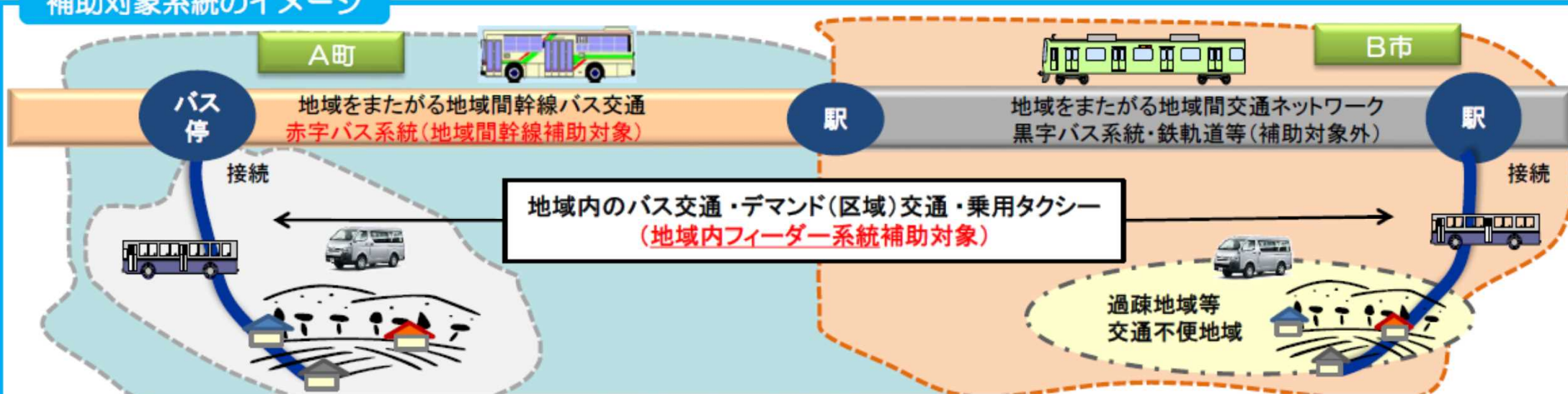
「フィーダー系統」とは、バスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において、地域間交通ネットワークと接続する運行系統

交付要綱 別表7（注）

- **補助率**
1 / 2 以内 ※乗用タクシー事業は上限100万円
- **主な補助要件**
市町村等が定めた地域公共交通計画に確保・維持が必要として掲載され、
・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、
・自家用有償旅客運送者による運行であること
・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
・路線定期運行の場合、乗車人員が2人／1回以上であること
・経常赤字であること



補助対象系統のイメージ



※専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

※交通不便地域は、地方運輸局長等が指定する地域

※乗用タクシーは、過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る

フィーダー系統の補助要件

地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載された運行系統の運行のうち、次のイ～チの全てに適合するもの。
ただし、乗用タクシー事業による運行の場合は、イ～ト、リの全てに適合するもの。

※令和6補助年度までは経過措置として地域公共交通計画の作成を要しないが、令和7補助年度からは地域公共交通計画の作成がなければ補助対象外となります。

※フィーダーの補助対象期間は10月1日～翌年9月30日です。

交付要綱 別表7（イ）

次の運送予定者による運行であること



- ・乗合バス（乗合タクシー）事業者
- ・自家用有償旅客運送者
- ・乗用タクシー事業者（市区町村から運賃低廉化の支援を受ける場合）

交付要綱 別表7（ロ）

次の運行形態であること

- ・路線定期運行、路線不定期運行、区域運行
- ・交通空白地有償運送（乗合旅客の運送に係るもの）
- ・乗用タクシー事業

※交通空白地有償運送にあつては、補助対象期間の開始前に、国庫補助金の交付を申請することを示した上で、旅客から収受する対価について協議が整っていること。

交付要綱 別表 7 (八)

接続要件

以下の①又は②のいずれかの要件を満たすもの

- ① **補助対象地域間幹線系統に接続する**フィーダー系統であること。
ただし、政令指定都市、中核市等が専らその運行を支援（地元負担額の 8 割を超える額を負担）するもの及びその運行区域のすべてが政令指定都市、中核市等の区域内であるものを除く。
- ② 以下の（１）又は（２）のいずれかを満たす**交通不便地域**における**地域間交通ネットワークに接続する**フィーダー系統であること。
 - （１）以下に掲げる過疎地域等のいずれかをその沿線に含む地域間交通ネットワークのフィーダー系統
 - ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 2 条第 1 項及び第 4 3 条の適用される要件に該当する**過疎地域**
 - ・離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された同項の**離島振興対策実施地域**
 - ・半島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された**半島振興対策実施地域**
 - ・山村振興法 7 条第 1 項の規定に基づき指定された**振興山村** 等
 - （２）半径 1 キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地その他の交通不便地域として**地方運輸局長等が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークに接続する**フィーダー系統であること

○「**接続**」とは、バス停留所相互又はバス停留所と駅、海港又は空港との近接・共有、乗り継ぎに適したダイヤの設定、乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置が講じられていることをいう。

○「**地域間交通ネットワーク**」とは、地域間幹線バス系統、鉄軌道路線、内航旅客船航路及び国内定期航空路をいう。この場合において、「地域間幹線バス系統」は、複数市町村にまたがる平日 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のものとする。

フィーダー系統の補助要件

交付要綱 別表 7 (二)

当該系統の運行内容について、効率的・効果的運行のための「**コミュニティバスの導入に関するガイドライン**」（「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（令和2年11月27日付け国自旅第315号）別添2）なども踏まえ、**地域における既存の交通ネットワークや地域公共交通計画の地域間幹線系統に係る部分の記載との調整・整合が図られているもの**

交付要綱 別表 7 (ホ)

以下の①から③のいずれかに該当するもの

新規性要件

① 当該補助対象期間中に新たに運行を開始するもの

「新たに運行を開始する地域内フィーダー系統について」

実施要領 2 (1) ⑦

以下については新たに運行開始するものと取り扱う。

- ア 実証運行を行った運行系統が本格運行に移行する場合 ※下記系統見直しやサービス改善も必要
- イ 当該主系統のうち、既存系統と運行区間が重複していない区間のキロ程が当該主系統のキロ程の20%を超える場合又は3キロ以上の場合
- ウ 地域のニーズ等を踏まえた予約システムの改善等によるサービス改善に資する取組を行う場合

② 既に運行を開始しているもので地域公共交通計画に基づき新たに地方公共団体が支援を開始するもの

エ **新たに地域公共交通計画を策定**し地方公共団体による支援を位置付けた場合は、補助対象の基準を満たすこととして取り扱う。ただし、地域公共交通計画（網形成計画を含む）の変更の場合は除く。

③ 前年度補助対象期間から地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画に基づき運行されているもの

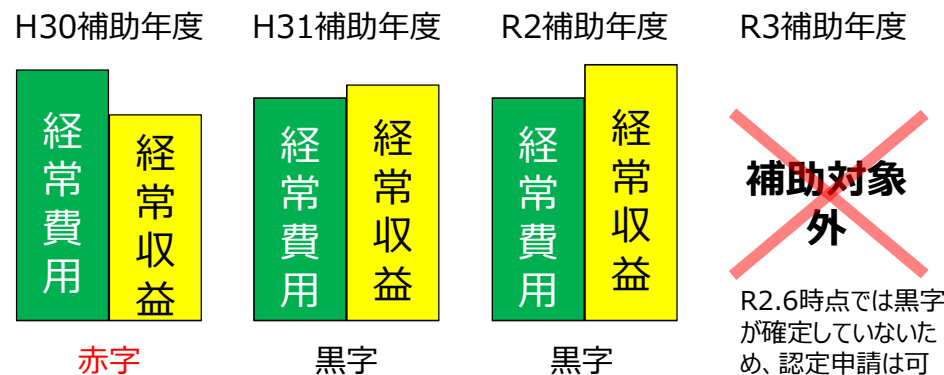
フィーダー系統の補助要件

交付要綱 別表 7 (ハ)

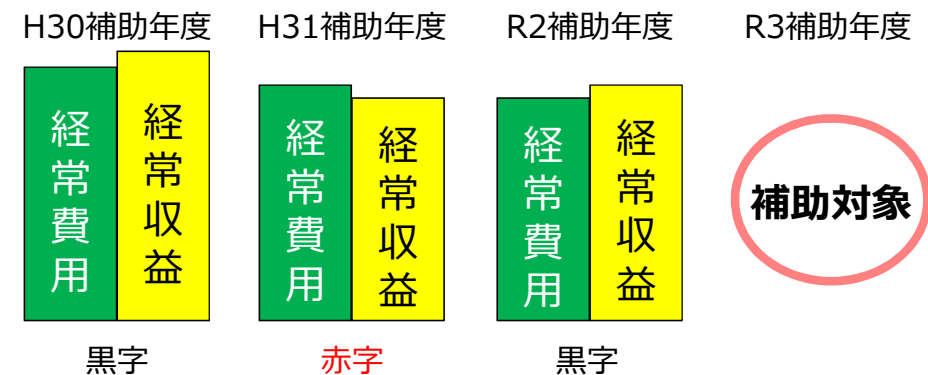
※補助対象期間は10月1日～翌年9月30日

補助対象期間に、当該運行系統の運行によって得る経常収益が同期間の当該運行系統の補助対象経常費用に達していないもの。ただし、過去2ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えた運行系統を除く。

例 1)



例 2)



交付要綱 別表 7 (ト)

補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行されるものであること。

※補助対象期間の途中に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに地域公共交通計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。

フィーダー系統の補助要件

交付要綱 別表 7 (チ)

(輸送人員÷運行回数) で算出される補助対象期間の 1 回当たりの輸送量が 2 人以上であるもの

※路線定期運行形態のみ

「地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画に記載された補助対象期間中の計画運行回数と実績運行回数に著しく乖離が生じた場合等における補助金交付申請の取り扱いについて」

実施要領 2 (1) ⑩

- ア. 路線型（路線定期運行又は路線不定期運行）については、地域公共交通計画に記載された補助対象期間中の計画運行回数に対する実績運行回数の運行割合が 30% に満たなかった運行系統については、補助金交付申請の対象外とする。
- イ. 区域型についても、待機時間を含めたサービス提供時間の割合にかかわらず、上記アと同様に、計画運行回数に対する実績運行回数の運行割合が 30% に満たなかった場合は、補助金交付申請の対象外とする。
- ウ. 1 運行系統の補助金交付申請額が 1 千円未満の運行系統は、補助金交付申請の対象外とする。

交付要綱 別表 7 (リ)

※乗用タクシー事業のみの追加要件

過去に乗合バス事業等により乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた地域内の運行であること。

地域公共交通計画と補助制度の連動化

地域公共交通計画と補助制度の連動化

- これまでの補助制度では、補助要綱に基づく補助計画（生活交通確保維持改善計画）を作成することとしており、**補助要件として地域公共交通計画（旧：網形成計画）の作成や、補助系統の位置付けを求めています**でしたが、効果的・効率的な支援を実施するため、令和2年11月の「活性化再生法」の改正と合わせる形で、**地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化**を行いました。
 - 補助事業の活用のためには、**補助系統の地域の公共交通における位置付けや補助事業活用の必要性等**について、**地域公共交通計画に記載が必要**であり、**活性化再生法に基づく法定協議会において協議**がなされる必要があります。
 - これまで幹線やフィーダー補助を活用する際の生活交通確保維持改善計画で位置付けられてきた補助系統に関する事項のうち、上記のような地域公共交通計画の「本体」に位置付ける事項**以外**については、**計画の「別紙」として提出**することとなり、地域公共交通計画の一部として**毎事業年度**、法定協議会における協議の手続等を経る必要があります。
- ※本制度の経過措置期間は**令和6年事業年度（令和5年10月1日～令和6年9月30日）まで**であり、経過措置期間終了後に、補助対象系統等を位置付けた地域公共交通計画がない場合には、**補助対象外**となります。

これまでの補助制度

生活交通確保維持改善計画の記載事項

- ・地域公共交通確保維持事業に係る**目的・必要性**
- ・地域公共交通確保維持事業の**定量的な目標・効果**
- ・目標を達成するために行う**事業及び実施主体**
- ・地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する**運行系統の概要及び運行予定者**
- ・地域公共交通確保維持事業に要する**費用の総額、負担者及びその負担額**
- ・補助を受けようとする手続に係る利用状況等の**継続的な測定手法**
- ・地域公共交通確保維持事業の**生産性を向上させる取組**
- ・**車両の取得や貨客混載の導入等**に関する事項
- ・その他、詳細な事項

毎年度、国が地域公共交通計画（補助関係部分+別紙）を認定。事業実施後、事業評価（自己評価・国による評価）を実施。

地域公共交通計画と連動した補助制度

①地域公共交通計画に位置付ける事項

- ・地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の**地域の公共交通における位置づけ・役割**
- ・上記の位置付け等を踏まえた地域公共交通確保維持**事業の必要性**
- ・補助系統に係る**事業及び実施主体の概要**
- ・地域公共交通計画**全体の定量的な目標・効果とその評価手法**

②地域公共交通計画の別紙として提出する事項（毎年度提出）

- ・地域公共交通確保維持**事業の内容及び実施主体に関する詳細**
- ・**補助系統の概要及び運送予定者**
- ・補助系統に関する**定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法**
- ・地域公共交通確保維持事業に要する**費用の総額、負担者、負担額**
- ・地域公共交通確保維持事業の**生産性を向上させる取組**（幹線系統のみ）
- ・**車両の取得や貨客混載の導入等**に関する事項
- ・その他、詳細な事項（協議会の開催状況・利用者意見の反映状況）

内容の整合

地域公共交通計画への記載イメージ

補助事業の認定申請については、地域公共交通計画（本体）において、**補助系統の地域の公共交通における位置付け、補助事業の必要性等**について設定する必要があります。これまでの補助計画のように補助事業のみについて記載するのではなく、**地域公共交通計画の各記載事項の中に溶け込ませた形で記載**する必要があります。

Step1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の地域の公共交通における位置付け・役割について、表・地図を使って分かりやすく整理しましょう。

<表での整理イメージ>

Check! システムの記載

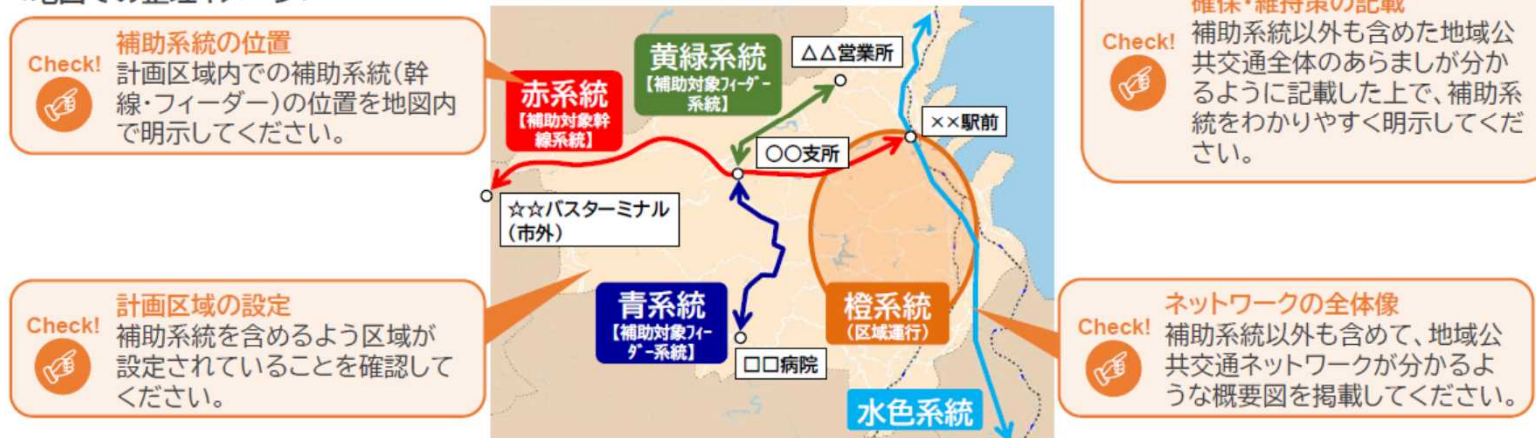
表内の系統名は図と整合させて記載してください。

Check! 取組の方向性の記載

幹線・フィーダーの将来像や、コミュニティバス・デマンド交通等に係る取組の方向性などを記載してください。

位置付け	系統	役割	確保・維持策
広域幹線	各鉄道路線	都市拠点から市外への広域交通を担う。	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
地域内幹線	乗合バス 水色系統	××駅を発着地として、市内並びに隣接市の各拠点を連絡する。	地域公共交通確保維持事業(幹線補助)を活用し持続可能な運行
	乗合バス 赤系統		
支線	乗合タクシー(区域運行) 橙系統	市内各地域を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。	交通事業者と連携した取組により一定以上の需要を確保
	乗合バス 青系統、黄緑系統		地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)を活用し持続可能な運行を目指す

<地図での整理イメージ>



地域公共交通計画への記載イメージ

Step2 Step1で整理した位置付け等を踏まえ、対象地域における補助事業の必要性について記載しましょう。

<説明イメージ>

- **赤系統**は、XX市内外の拠点間を連絡し、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動だけではなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。起終点の××駅前並びに☆☆バスターミナル、経由地である〇〇支所では、他モードや地域内交通と連絡し、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
- **青系統**は、地域拠点である〇〇支所から周辺部の居住地や、□□病院等の生活必需施設を連絡する近距離の路線であり、地域の移動手段としての役割を担っており、また、〇〇支所では**赤系統**への接続により広域への移動も可能とするなど、**赤系統**を補完する欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
- **黄緑系統**は、地域拠点である〇〇支所から・・・(以下略)

Check! 補助事業の必要性

地域の公共交通ネットワークにおける各補助系統の機能や役割を文章で具体的に記載してください。

Step3 補助系統を含む地域公共交通に係る事業及び実施主体の概要について、表などを使って整理しましょう。

Check!

整理対象の事業

補助系統以外も含め、全体の事業内容や事業区分等を記載してください。

Check!

実施主体の記載

主体が行政なのか交通事業者なのかは必ず明記してください。

Check!

補助系統の記載

補助系統を明示してください。

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
赤系統	××駅前	〇〇支所	☆☆BT	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
青系統	〇〇支所		□□病院	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	フィーダー補助
橙系統	◇◇地区内			4条乗合	区域運行	XX市(運行は交通事業者に委託)	なし
...							

Check! 車両購入費補助に関する記載

車両購入費補助の活用を見込む場合は、その旨、記載してください。

地域公共交通計画への記載イメージ

Step4 地域公共交通全体の定量的な目標・効果とその評価手法を整理しましょう。

地域が自らの目指す方向性に合わせて、**具体的な数値指標・目標値を設定**します。加えて、**各数値指標の評価方法についても記載**してください。
「標準指標」である**地域公共交通の利用者数**や**収支状況**、投じられる**公的負担額**の目標は、**原則全ての計画において設定**してください。

目標	数値指標	データ取得方法	現況値(R元年度)	目標値(R6年度)
交通事業者との連携強化による路線の維持・改善	市内路線バスの年間利用者数	バス事業者保有の乗降データにより毎年計測	50,000千人/年	55,000千人/年
	青系統の年間利用者数		2,000千人/年	2,100千人/年
市民の外出機会の創出	市民における路線バスの利用率	市民意識調査により毎年計測	40%	45%
地域全体で支える持続可能な公共交通	公共交通に係る市の財政負担額	普通会計決算より毎年整理	3,700万円/年	3,800万円/年
	市内路線バスの収支差	事業者報告書、決算報告書等の資料から毎年計測	▲4,500万円/年	▲4,000万円/年
...				

Check! 数値指標・目標値
地域公共交通計画全体の定量的な目標を設定してください。

Check! 個別系統の目標
基本的に、個別の補助系統に関する目標・評価手法等は別紙に記載してください。ただし、特に重要な系統については、個別の補助系統に関する目標を本体に記載しても構いません。

Check! 単位について
利用者1人当たり又は住民1人当たりでも差し支えありません。

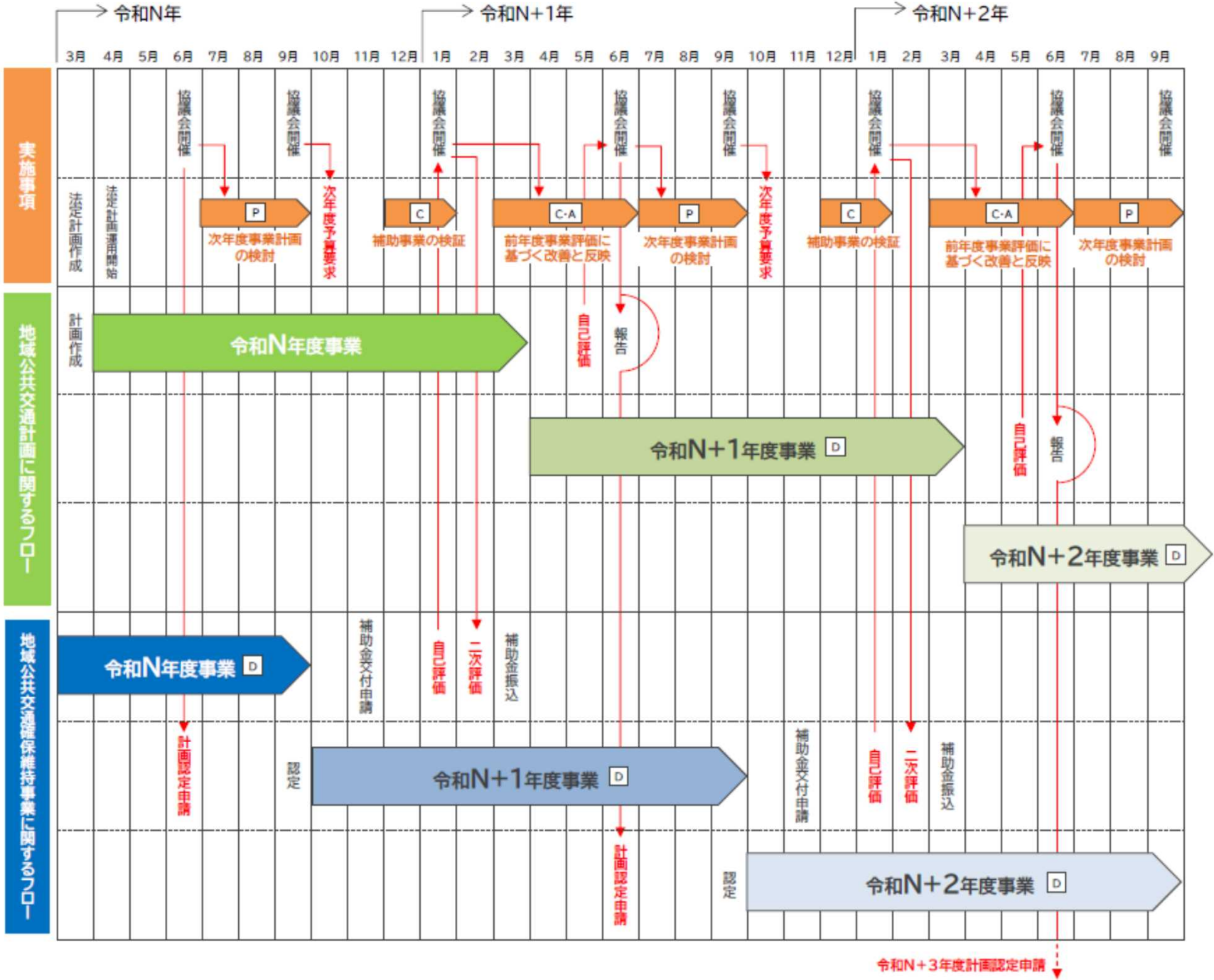
Check! 収支について
収支については、収支率でも差し支えありません。

Check! データ取得手法
具体的なデータ取得方法について記載してください。

●新制度では、原則として**法定協議会（幹線補助については乗合バス事業者又は法定協議会）に対して補助（補助金の支払い）**を行うことになります。これまでに説明した地域公共交通計画への記載のほか、以下の確認・変更が必要です。

「協議会財務規程の制定」「協議会口座の準備」「協議会規約の見直し」「協議会の構成員が要件を満たしているかの確認※」

※活性化再生法及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱、いずれの要件も満たす必要があります。



地域公共交通計画等の作成と運用の手引き



(入門編)



(詳細編)

- 地域公共交通計画等の作成にあたり、計画の作成手順、考え方を示した手引きを作成しました。（令和4年3月第3版公表）
- 本手引きは、特に、初めての公共交通計画で何から手を付けてよいかわからない方や、公共交通専任の担当者が少数又は担当者不在の地方公共団体の方が、地域公共交通計画を作成する上で踏まえるべきポイントを明確にし、真に検討すべき事項を明らかにするための観点からまとめております。
- 入門編：計画作成の背景やポイント、基本的な考え方を記載
詳細編：計画作成の詳細や各種調査・分析手法、事例等を記載

地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット



- 令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正と合わせる形で、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）が行われました。
- 地方公共団体職員の皆様や交通事業者の皆様が、今後、計画と連動化した補助事業の活用を検討する上で参考になる情報を取りまとめております。



上記の手引きや補助金交付要綱・実施要領は国交省HPに掲載しています。

〈計画作成の手引き〉 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000058.html

〈地域公共交通確保維持改善事業〉 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html